**平成２６年（フ）第７４４号**
札幌市西区西野１条９丁目１番６号
債務者　白山　光雄
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木将司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１６３３号**
札幌市西区八軒７条東３丁目１番12号　メゾンノーブル302号
債務者　日野　康勝
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲川　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３１４号**
石川県野々市市住吉町17番15号　Ｂｅｌｌｅ　Ａｍｏｒ202号、従前の住所石川県白山市宮永市町607番地10
債務者　浅野　昭起
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第１０４３号**
京都市右京区京北上弓削町弾正４番地
債務者　植田　秀男
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　幸裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第２０６号**
広島県福山市芦田町大字福田2819番地15
債務者　坂本　幸彦
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２６年（フ）第１７０３号**
横浜市泉区下和泉２丁目22番２号
債務者　清水　省次
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　芳郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３８１号**
名古屋市瑞穂区八勝通３丁目１番地　ハイツ八勝301号
債務者　庄原小夜子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１６８号**
山形県天童市大字蔵増2026番地１
債務者　後藤　利和
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古城　博道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第４７４号**
静岡市葵区研屋町49番地
債務者　小川　富生
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第２６０号**
和歌山市小雑賀343番地
債務者　スナックささこと　松尾　和代
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第２６６号**
和歌山市太田581番地の16　スカイレジデンス103
債務者　岡留　　優
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第２８５号**
和歌山市下三毛827番地の19
債務者　森本ケイ子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第２８９号**
和歌山市松島170番地の20　セジュール平柳203号
債務者　村正　　恵（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第２９２号**
和歌山市中之島1739番地
債務者　山本　啓之
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第２９４号**
和歌山市狐島615番地の75
債務者　佐本　　卓
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第２９５号**
和歌山市鳴神640番地の１　市住６棟１号
債務者　田中　　満
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第４１９号**
高知市宝永町４番18号、申立時の住所高知市桟橋通２丁目２番14―1204号ポレスター高知桟橋通
債務者　中田真理子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
高知地方裁判所破産係